

○ 航海用具の基準を定める告示（平成十四年国土交通省告示第五百十二号）（本則関係）

（傍線の部分は改正部分）

目次	改 正 案	現 行
第一節	第二十五節	（略）
第二十六節	船橋航海当直警報装置（第三十八条・第三十九条）	
第二十七節	形象物（第四十条—第四十六条）	
	第二十六節 船橋航海当直警報装置 (第一種船橋航海当直警報装置)	
第三十八条	規程第一百四十六条の四十九第一項の告示で定める要件は、 次のとおりとする。	
一	一次に掲げるところにより、装置の起動又は停止を制御できるもの であること。	
イ	自動（自動操舵装置と連動して起動及び停止できること。）	
ロ	手動オン（いかなる状態であっても、手動により起動できること。）	
ハ	手動オフ（いかなる状態であっても、手動により停止できること。）	
二	装置の作動が休止する時間（以下この条及び次条において「休止 時間」という。）が三分以上十二分以内で設定できるものであるこ と。	
三	設定された休止時間が経過した場合に、船橋において有効な可視 表示を開始するものであること。	
四	前号の可視表示が開始されてから十五秒以内に当該可視表示が解 除されない場合に、船橋において有効な可聴警報（以下この条及び 次条において「第一次警報」という。）を発するものであること。	
五	第一次警報が開始されてから十五秒以内に当該第一次警報が解除	

されない場合に、船長室及び航海士の居室において有効な可聴警報（以下この条及び次条において「第二次警報」という。）を発すること。

六 第二次警報が開始されてから九十秒以内に当該第二次警報が解除されない場合に、他の乗組員がいる場所において有効な可聴警報（以下この条において「第三次警報」という。）を発するものであること。ただし、管海官庁が差し支えないと認める場合は、この限りでない。

七 休止時間のリセット（休止時間を、経過する前の状態に戻すこと）をいう。以下この条及び次条において同じ。）又は第三号の可視表示、第一次警報、第二次警報若しくは第三次警報の解除（以下この条において「リセット等」という。）を行う装置が、次に掲げる要件に適合するものであること。

イ 手動その他の管海官庁が適当と認める方法で作動すること。

ロ 手動により作動するものにあっては、夜間においても識別できること。

ハ 当該装置を連続的に作動させたときに、休止時間のリセットが連続的に行われないための措置が講じられていること。
ニ 船橋の適当な位置に設置されていること。

八 船橋以外の場所からリセット等を行うことができないものであること。

九 リセット等が行われたときに、自動的に第三号の要件を満たすものであること。

十 暗証番号の入力その他の管海官庁が適當と認める方法で、装置の起動又は停止の制御及び休止時間の設定ができるものであること。

十一 常用の電源から給電されるものであり、かつ、当該給電が停止した場合又は装置が故障した場合に、予備の独立の電源により警報を発するものであること。

十二 休止時間又は第一次警報、第二次警報若しくは第三次警報が作動するまでの時間の誤差が、当該時間の五パーセント又は五秒のい

ずれか短い方の値を超えないものであること。

十三 第六条第六号、第八号から第十一号まで及び第十三号に掲げる要件

(第二種船橋航海当直警報装置)

第三十九条 規程第一百四十六条の四十九第二項の告示で定める要件は、

次のとおりとする。

一 次に掲げるところにより、装置の起動又は停止を制御できるものであること。

イ 自動（自動操舵装置と連動し、又は船舶の推進のための動力を推進器に伝達することと連動して起動及び停止できること。）

ロ 手動オン（いかなる状態であつても、手動により起動できること。）

二 設定された休止時間が経過した場合に、船橋において有効な第一次警報を発すること。

三 休止時間のリセット又は第一次警報若しくは第二次警報の解除を行う装置が、次に掲げる要件に適合するものであること。

イ 手動その他の管海官庁が適当と認める方法で作動すること。

ロ 当該装置を連続的に作動させたときに、休止時間のリセットが連続的に行われないための措置が講じられていること。

ハ 船橋の適当な位置に設置されていること。

四 船橋以外の場所から休止時間のリセット又は第一次警報若しくは第二次警報の解除ができないものであること。

五 休止時間のリセット又は第一次警報若しくは第二次警報の解除が行われたときに、自動的に第二号の要件を満たすものであること。

六 常用の電源から給電されるものであり、かつ、当該給電が停止した場合又は装置が故障した場合に、警報を発するものであること。

七 休止時間又は第一次警報若しくは第二次警報が作動するまでの時間の誤差が、当該時間の五パーセント又は五秒のいずれか短い方の値を超えないものであること。

(新設)

八 前条第二号、第五号、第十号及び第十三号（第六条第十一号及び第十三号を除く。）に掲げる要件

第四十条 第二十七節 形象物
（略）
第四十六条

第三十八条 第二十六節 形象物
（略）
第四十四条